

# 倉敷市立天城小学校 P T A 役員・各委員細則

制定 平成16年4月23日

最終改定 令和3年5月12日

## (目的)

- 1 この細則は、倉敷市立天城小学校 P T A 規約のうち、役員・各委員に関する細目取り扱いについて定める。

## (選出上の留意点)

- 2 役員・各委員の選出にあたっては、特定の会員に過度な負担が掛からないように、できるだけ公平な分担となるように留意しなければならない。

## (役員の選出方法)

- 3 ここでの役員とは、会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記、及び母親委員のことをさす。
  - 1 当該年度の総務委員会は、規約第8条に定められた定数に基づき、次年度の各役員の人数枠を確定する。
  - 2 当該年度の総務委員会は、1年生から5年生までの児童の保護者会員に対し、次年度の役員選出に関する案内を発出し、期間を定め役員立候補者を募集する。
  - 3 当該年度の総務委員会は、次年度役員募集の立候補期間終了後、立候補の状況を確認し、必要に応じて、再募集を行うなどの対応をとる。
  - 4 当該年度の総務委員会は、立候補者の中から、定数内で割り振りして、次年度の各役員予定者を選出し確定する。役員の割り振りに関しては、立候補者の中で話し合い、互選で決めるのが望ましいが、それが困難な場合は、当該年度の総務委員会にて、不公平にならない方法によって決定する。
  - 5 当該年度の総務委員会は、次年度役員の定数に対し、立候補者が不足する場合は、抽選(＝くじ、じゃんけん等)により、1年生から5年生までの児童の保護者会員の中から、次年度役員予定者を選出し確定する。
  - 6 尚、次年度役員予定者を前項5の抽選によって選出する場合は、あらかじめ選出の対象外となる保護者は次のとおりとする。
    - a 当該年度を含め過去に合計で2年以上、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - b 当該年度を含む直近6年間で、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - c 過去に1年間、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - d 当該年度を含む直近6年間で、学級委員として活動したことがある保護者
    - e 過去に1年間、学級委員として活動したことがある保護者
    - f 特段の配慮すべき事由があり、総務委員会が対象外として承認した保護者
  - 7 当該年度の総務委員会は、本人の同意を得た上で、全ての次年度役員予定者が選出され確定したら、役員指名委員会を招集する。
  - 8 役員指名委員会は、次年度役員予定者を正式に指名し、定時総会にて役員人事案件を議

案として提出する。

- 9 定時総会では、役員指名委員会より指名された次年度役員予定者の人事案件を議案として審議する。役員予定者は、議案が賛成多数で可決承認されると、正式に役員となる。
- 10 会長は、顧問を置く必要があると判断した場合、規約第9条2項に基づき、定時総会終了後、常任委員会を招集し、常任委員会での承認を得て委嘱する。尚、顧問を置く場合、保護者会員の中から、本人の同意を得たうえで委嘱する。
- 11 次年度役員予定者の選出・確定は、出来る限り、当該年度の修了式（＝例年3月下旬の学年末最終登校日）までに完了しておくことが望ましい。

（学級委員の選出方法）

- 12 当該年度の総務委員会は、事務局（教頭先生）に、次年度の普通学級数を確認し、規約第8条に定められた定数に基づき、次年度の学級委員の人数を確定する。
- 13 当該年度の総務委員会は、1年生から5年生までの児童の保護者会員に対し、次年度の学級委員選出に関する案内を発出し、期間を定め学級委員立候補者を募集する。
- 14 当該年度の総務委員会は、次年度学級委員募集の立候補期間終了後、立候補の状況を確認し、必要に応じて、再募集を行うなどの対応をとる。
- 15 当該年度の総務委員会は、次年度始業式当日、2年生から6年生までの学級編成が確定するので、以下の手順で対応する。
  - （ア）新学級の編成に基づき、学級委員立候補者を新学級毎に振り分ける。
  - （イ）立候補者が定数を上回っている場合は、立候補者の中から、立候補者同士の話し合い・互選により各学級の学級委員を選出し確定する。
  - （ウ）立候補者が定数と同数の場合、自動的に、立候補者がその学級の学級委員として確定する。
  - （エ）立候補者が定数に満たない場合で、その学級において立候補者がいる場合、立候補者はその学級の学級委員として確定する。また、定数に満たない人数分の学級委員は、当該学級の保護者会員の中から、抽選によって選出する。
  - （オ）学級委員を、抽選によって選出する際は、総務委員会は、必要に応じて、前年度の各学年の学級委員の協力を得て実施する。
  - （カ）抽選で学級委員を選出する際は、あらかじめ選出の対象外となる保護者は次のとおりとする。
    - a 前年度を含め過去に合計で2年以上、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - b 前年度を含む直近6年間で、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - c 過去に1年間、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
    - d 前年度を含む直近6年間で、学級委員として活動したことがある保護者
    - e 過去に1年、学級委員として活動したことがある保護者
    - f その年度で会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として、既に役員候補者となっている保護者
    - g 特段の配慮すべき事由があり、総務委員会が対象外として承認した保護者
  - （キ）1年生の学級委員の選出については、以下の手順で対応する。
    - a 2月初旬ごろ開催される新1年生の一日入学の際に、予め、学級委員の選出に関する案内を学校側の資料に同封して配布しておく。

b 4月初旬の入学式当日、式典終了後の時間を利用して、学級毎に学級委員を選出する。選出は立候補を優先とする。

c 以下、本項（イ）から（カ）の手順に従い、学級委員を選出し確定する。

- 1 5 一人の保護者会員が同年度に複数の学級委員を重任すること、また学級委員と会長・副会長・会計監査・会計・書記・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長など役員を重任することは出来ない。また、すべての選出は6年生を優先とし、複数の児童をもつ保護者については上の学年を優先する。

（学級委員の役割分担）

- 1 6 学級委員は互選により、次のとおり役割分担をする。

a 専門部長	1名	専門部を代表し、部を統括する。
b 専門部副部長	1名	専門部長を補佐し、部長に事故ある時はこれを代行する。書記を兼務する。
c 学年部長	1名	学年を代表し、学年活動を統括する。 なお、学年活動とは、学級活動・学年ふれあい参観・懇談の企画・運営等をいう。
d 学年副部長	1名	学年部長を補佐し、部長に事故ある時はこれを代行する。書記を兼務する。
e 会計	1名以上	学年活動費および専門部活動費を管理する。
f 学年通信員	1名以上	新聞広報部に所属し、各学年・専門部の活動を中心に情報提供を行い、広報活動の充実を図る。

（ア）全ての学級委員は、1名につき必ず1つの役割を担当し、特定の学級委員に過度の負担が掛からないように配慮すること。

（イ）専門部長と学年部長は、それぞれ、専門部と学年部の代表として常任委員会の構成員となり、常任委員会に出席する。

（ウ）専門部長と学年部長、専門部長と専門副部長、学年部長と学年副部長という組み合わせの重任は出来ない。

（エ）児童数減少に伴い学級数が減り、各学年の学級委員数が減少した場合の役割分担・重任については、必要に応じて、総務委員会で承認した上で、臨機応変に対応する。

（専門部）

- 1 7 専門部は学年別に次のとおり構成する。

なお、社会厚生部は2学年で構成するが、各学年に専門部長・専門部副部長をおく。

6年	新聞広報部
5年	交通安全部
4年	社会厚生部
3年	文化教養部
2年	保健給食部
1年	社会厚生部

（地区委員の選出方法）

- 1 8 地区委員の選出方法については、規約第9条4項に定める通り、各地区の保護者会員の中より、10家庭数につき1名選出する。ただし、10家庭数未満の地区については原則として1名選出する。次年度の地区委員選出に際しては、当該年度の各地区委員が責任をもってこれにあたり、当該年度の2月末までに次年度の当該委員を選出し、事務局へ報告する。
- 1 9 地区委員は、その性質上、会長をはじめとする全ての役員・学級委員と重任しても差し支

えない。

(地区委員部の部長・副部長の選出)

20 地区委員部の部長、副部長については、定数を以下の通り定める。

部長 1名

副部長 2名

21 地区委員部の部長、副部長の選出手順については、以下の通りとする。

(ア) 例年3月に開催される新地区委員部会にて選出を行う。

(イ) 選出については、新地区委員の中から決める。

(ウ) 選出は立候補を優先とする。

(エ) 立候補者が定数を上まった場合、立候補者同士の話し合い、互選によって決める。互選、話し合いでの決定が困難な場合、抽選等の不公平にならない方法によって決める。

(オ) 立候補者が定数と同数の場合、自動的に、立候補者がその役職者として確定する。

(カ) 立候補者が定数に満たない場合は、抽選によって不足する役職者を確定する。

(キ) 抽選により選出する際は、あらかじめ選出の対象外となる保護者は次のとおりとする。

- a 前年度を含め過去に合計で2年以上、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
- b 前年度を含む直近6年間で、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
- c 過去に1年間、会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・地区委員部長・地区委員副部長として活動したことがある保護者
- d 前年度を含む直近6年間で、学級委員として活動したことがある保護者
- e 過去に1年、学級委員として活動したことがある保護者
- f その年度で会長・副会長・会計監査・会計・書記・顧問・母親委員・として、既に役員候補者となっている保護者
- g 特段の配慮すべき事由があり、総務委員会が対象外として承認した保護者

(ク) 選出された部長・副部長は、地区委員部の代表として、常任委員会および総務委員会の構成員となり、常任委員会および総務委員会に出席する。

(留意点)

22 当該年度の総務委員会は、役員・学級委員・地区委員の選出について、それぞれ選出方法等について事前に十分な議論を行い、不公平のない選出に配慮しなくてはならない。

23 当該年度の総務委員会は、選出方法の案内、また選出に関する用紙を配布する際は、委任状の添付を行うこととする。また、保護者会員は、選出用紙を提出する際、必ず委任状の欄に必要事項を記入し、提出するものとする。

附 則

- 1 この細則は平成16年4月23日から実施する。
- 2 この細則は平成21年3月12日から改正
- 3 この細則は令和2年2月26日から改正
- 4 この細則は令和3年4月22日から改定
- 5 この細則は令和3年5月12日から改訂